

受配者指定寄付金 Q & A

9 会計処理について

Q 9-1 寄付者から受配者指定寄付金を利用する寄付金が学校法人に入金されました。この場合の会計処理について教えてください。また、事業団へ送金する際の会計処理についても教えてください。

A 9-1 次のように処理してください。

〔学校法人入金時〕

受配者指定寄付金を利用する寄付金が寄付者から学校法人の口座に振り込まれたときは、「特別寄付金」とせずに「預り金」としてください。

（借方）現金預金 100 （貸方）預り金受入収入 100

〔事業団送金時〕

事業団の口座に寄付金を振り込む際は、「預り金」の支出となります。

（借方）預り金支払支出 100 （貸方）現金預金 100

なお、事業団が学校法人から送金された寄付金を保管している間は事業団の資金となりますので、学校法人が、配付決定の通知を受けるまでは、未配付の寄付金を決算時において「未収入金」等いかなる名称でも計上することはできません。

Q 9-2 事業団から受配者指定寄付金の配付を受けました。この場合の会計処理について教えてください。

A 9-2 受配者指定寄付金の配付を受けた場合は、「特別寄付金」として処理します。なお、事業団から配付を受けた時点で、その属する会計年度の「特別寄付金」としてください。

（借方）現金預金 100 （貸方）特別寄付金（収入） 100